



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県議会定例会の招集…………… 1
- 選挙管理委員会事項**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 1

## 告 示

### 沖縄県告示第351号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年第3回沖縄県議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月21日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 招集の期日 平成28年6月28日
- 2 招集の場所 沖縄県議会議事堂

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成28年沖縄県選挙管理委員会告示第7号は、廃止する。

平成28年6月21日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,345
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 239,651

3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	15,730
うるま市選挙区	31,071
沖縄市選挙区	35,133
宜野湾市選挙区	24,617
浦添市選挙区	28,569
那覇市・南部離島選挙区	87,929
豊見城市選挙区	15,440
島尻・南城市選挙区	32,729
糸満市選挙区	15,212
宮古島市選挙区	14,508
石垣市選挙区	14,049
国頭郡選挙区	18,147
中頭郡選挙区	39,270

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---------------------------------------------	--------------------------------------------------------------